

平成22年11月19日

厚生労働大臣 細川 律夫 様

全国伝統薬連絡協議会
会長 井原 正登



伝統薬の新たな販売方式の提案及び郵便等販売制度に関する要望について

貴大臣におかれましては、日頃から多岐に亘る厚生労働行政の事業の推進に尽力されておられますことに、深甚の敬意を表する次第です。

さて、私ども全国伝統薬連絡協議会では、平成21年6月の薬事法改正省令の施行によって、離島居住者及び継続使用者への2年間の経過措置後に、伝統薬の郵便等販売が全くできなくなるによる経営困難が想定されることへの対策を講じていただくよう、また、化学薬品を主に配合した医薬品が体質に合わないため伝統薬で救われている患者の声に伝えていただくよう、幾度となく郵便等販売を規制する省令の見直しを要望して参りました。

一方で、現行制度のもとで郵便等販売を薬局・薬店・ドラッグ・配置販売に移行可能かの検討をしてまいりましたが、全国にいる伝統薬の愛用者のエリアの約15%がカバーできないことと、採算が取れないこと、さらに、利用者にとってメリットがないことなどから移行が困難（不可能）と判断しております。

そこで、何か解決策がないかと模索し、第2類医薬品の新しい販売方式「国民の自己責任で選択可能な『選択付き対面応談』」の提案をまとめました。（詳細は添付資料参照）

平成22年厚生労働白書から平成22年を厚生労働省改革元年と位置づけて、「生活者の立場に立つ信頼される厚生労働省」を目指しておられると知りました。このまま制度が見直されずに、来年5月に経過措置が終わると、伝統薬会社が経営困難に陥り雇用問題が発生すること、身体的理由で外出困難な人等が電話で伝統薬を購入できなくなること、伝統薬の愛用者の中には入手できないことにより病状悪化の恐れがある人もいることなど、生活者が困窮する事態になることが懸念されます。このような事態を招かないように、郵便等販売の規制をしている現行制度の見直しを切に願っております。

どうか伝統薬会社の窮状をご賢察のうえ、下記要望のご検討、ご回答を賜りますようお願い申し上げます。

記

[要望事項]

1. 新しい販売方式「国民の自己責任で選択可能な『選択付き対面応談』」の制度化
2. 「伝統薬の電話等による販売」が対面と同等であることの第三者による検証と制度化
3. 「離島居住者や継続使用者」と対象者を限定せずに経過措置を3年間延長（制度化ができるまで）

以上

（添付資料）伝統薬の新たな販売方式の提案